社会福祉法人日進市社会福祉協議会福祉まちづくり協議会運営助成金交付要綱

平成３０年２月２８日決裁

（目的）

1. この要綱は、区、自治会の範囲等、日常の生活圏域に組織される福祉まちづくり協議会等の協働組織（以下「まちづくり協議会」という。）に対し、助成金を交付することにより、継続的な地域福祉活動を推進することを目的とする。

（対象となる活動団体）

第２条　この助成は、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりのために、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下、本会という。）が配置する地域たすけあい相談員と協働し、小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などの地域福祉の推進を目的とした活動を行う任意団体を対象とする。

（対象事業となる活動区分）

第３条　この助成の対象事業となる活動区分は、次のとおりとする。

（１）たすけあい会議運営として、地域住民組織が横断的に連携し、地域の福祉ニーズ把握のために住民自らの地域の課題について概ね２か月に１度程度話し合う地域たすけあい会議の運営や福祉教育の推進、地域住民による支えあい活動に関する啓発・広報活動を本助成金申請の必須条件とする。

（２）地域交流活動として、地域住民間の多世代交流を促進することを目的とした事業。

（３）地域防災防犯活動として、災害時の福祉救援体制の確立、児童防犯見守り活動や防犯パトロールなどを目的とした事業。

（４）地域支えあい活動として、住民同士の見守り活動やゴミ出し、買い物、草取り、移動支援などの住民による支えあい活動の整備・実施を目的とした事業。

（助成金額）

第４条　助成金額は、本会会員募集会費集計表にて記載された金額を１００としたとき、前条１号から４号にあげた活動区分により次のとおり算定し、上限は１０万円とする。なお、既存のまちづくり協議会については、猶予期間を１年間設け、別表１のとおり算定する。

（１）たすけあい会議運営　　　　１００分の１０

（２）地域交流活動　　　　　　　１００分の５

（３）地域防災・防犯活動　　　　１００分の５

（４）地域支えあい活動　　　　　１００分の１０

２　１つの活動区分において複数の事業を行った場合においても、一律の助成とする。

３　助成金額算出の際に算定した金額の内、百位以下の金額については切り捨ての端数処理を行う。

４　前年度の繰越金が、団体収入全体の３割以上ある場合は、前項で算出した助成金額から繰越金額の差額を助成する。なお、既存のまちづくり協議会については、猶予期間を１年間設ける。

（対象となる経費）

第５条　助成対象経費は、別表２に定める事業に直接必要な経費とし、資材の購入・経費等も対象とするが、いずれの経費も社会通念上相当と認められる金額に限る。

（助成の手続き）

第６条　助成を希望するものは、本会への会員募集会費集計表の提出後に、福祉まちづくり協議会運営助成金交付申請書（第１号様式）と年間事業計画書（第２号様式）、事業収支予算書（第３号様式）を本会へ提出する。

２　本会は前条にて算定した助成金の金額を決定し、福祉まちづくり協議会運営助成金交付決定通知書（第４号様式）を行う。

３　交付決定通知を受けたものは、福祉まちづくり協議会運営助成金請求書（第５号様式）を本会へ提出する。

４　助成金請求書受理した本会は、助成金の交付を行う。

５　助成金事業終了後、当該年度の３月３１日までに福祉まちづくり協議会運営助成金事業実施報告書（第６号様式）と年間事業報告書（第７号様式）、事業収支決算書（第８号様式）を提出する。

　（返還）

第７条　本会会長は助成金の交付が決定した団体が次に該当する場合は、助成金返還請求書（第９号様式）により助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）助成対象事業の中止や完了ができなかったとき

（２）偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき

（３）助成金を対象事業以外に使用したとき

（４）事業実施報告書の提出がないとき

（補則）

第８条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

ただし、この要綱制定に伴い、従前の社会福祉法人日進市社会福祉協議会地域活動推進運営助成金交付要綱は廃止とする。

別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動区分 | 算定割合 |
| （１）たすけあい会議運営（２）地域交流活動（３）地域防災・防犯活動（４）地域支えあい活動 | １００分の４０１００分の１０１００分の１０１００分の１０ |

なお、猶予期間には金額の上限を設けない。

別表２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 助成対象経費 | 助成対象外経費 |
| 報償費 | 講師・専門家・出演者等に対する謝礼 | 団体構成員への１回あたり５０１円以上の謝礼、人件費等 |
| 旅費 | 団体構成員以外の講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費 | 団体構成員への交通費、旅費 |
| 消耗品費 | 文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具などの器具消耗品等で１つあたり１０，０００円未満のもの。 | １つあたり１０，０００円以上のもの（備品費に該当） |
| 印刷製本費 | 広告宣伝費、立て看板費、チラシ・ポスター印刷費、資料等印刷費、プログラム等印刷費、各種デザイン料等 |  |
| 備品費 | 団体構成員だけでなく、構成員以外の参加者が使用できる備品で、１つあたり１０，０００円以上のもの。 | 会場に据付型の備品費、１つあたり１０，０００円未満のもの（消耗品費に該当） |
| 通信運搬費 | 事業に係る郵便等の通信費 | 電話、メール、ＦＡＸ、インターネット接続費 |
| 会議費 | 事業に係る運営会議での茶代 | 茶菓子代、食事代 |
| 使用料・賃借費 | 事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器等の賃借料 |  |
| その他事業費 | 上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの |  |

参考

**経費の考え方**

助成事業に関する経費について、参考として、次のとおり考えを示す。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 | 原則として当該年度に属し、事業を実施するにあたり別表に掲げた項目の直接的なもので、助成金を充てることが適当と認められる経費とする。なお、助成対象となる事業にかかる会場使用料で、当該年度前に会場利用申請を行い、利用料を前納しなければならないものについては当該年度以外の経費でも対象経費とする。 |
| 助成対象外経費 | 原則として当該年度に属し、事業を実施するにあたり、助成金を充てることが、社会通念上適当でないもの並びに自己財源により賄うべき経費とする。［例］団体の構成員に対する出演費、謝金等・団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費、修繕費、保管料　・コンクール等に係る賞金、賞品・諸収入として計上される参加料等に含まれる有料記念品、参加賞等（無料配布のものは対象経費）・旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ファーストクラス等の料金、グリーン料金、特別船室料金等）　・販売を目的とするプログラム及び図録等の印刷費、製作費等（無料配布分と分割して計上することは可能）・食糧費（弁当代、飲み物代、打ち上げ費、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式）・花束代　・添乗員、ガイド、医者に係る経費・スタッフ、キャストの家族に係る経費・渡航手続書類作成料　・旅行会社手数料　・出演者等個人所有車両の借上げ　・マネージメント料　・下見、事前打ち合わせ等に係る経費等 |

第１号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**年度福祉まちづくり協議会運営助成金交付申請書**

社会福祉法人日進市社会福祉協議会　会長　　あて

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　このことについて、社会福祉法人日進市社会福祉協議会福祉まちづくり協議会運営助成金交付要綱第６条の規定により、下記の関係書類を添えて、福祉まちづくり協議会運営助成金の交付を申請します。

記

１．申請額　　　金　　　　　　　　　　円

２．関係書類　　年間事業計画書（第２号様式）

事業収支予算書（第３号様式）

第２号様式（第６条関係）

**福祉まちづくり協議会運営助成金　年間事業計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |

第３号様式（第６条関係）

**福祉まちづくり協議会運営助成金　事業収支予算書**

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 左の積算内訳 |
| 社会福祉協議会助成 |  |  |
| 会費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | すべての経費 | 助成対象となる経費 | 左の積算内訳 |
| 報償費 |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |
| 使用料・賃借費 |  |  |  |
| その他事業費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

第４号様式（第６条関係）

　**年度福祉まちづくり協議会運営助成金交付決定通知書**

日社協第　　　号

　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人日進市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　　　　　　　　　　　印

　貴会から交付申請のあった福祉まちづくり協議会運営助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

　　　　　年　　月　　日（　　）までに、助成金請求書（第５号様式）を提出してください。

記

　　　　　　　助成金交付決定金額　　　　　金　　　　　　　円

第５号様式（第６条関係）

**福祉まちづくり協議会運営助成金請求書**

年　　　月　　　日

社会福祉法人日進市社会福祉協議会　会長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　貴会から交付決定通知のあった福祉まちづくり協議会運営助成金について、下記のとおり請求します。

記

　　　　　　１．請求金額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　２．助成金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 | 支店 |
| 種　別 | 　普通預金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

第６号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**年度福祉まちづくり協議会運営助成金事業実施報告書**

社会福祉法人日進市社会福祉協議会　会長　　あて

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　　月　　　日付け　　　日社協第　　　号で交付決定通知のありました福祉まちづくり協議会運営事業を実施しましたので、社会福祉法人日進市社会福祉協議会福祉まちづくり協議会運営助成金交付要綱第６条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１．交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

２．関係書類　　　　年間事業報告書（第７号様式）

事業収支決算書（第８号様式）

第７号様式（第６条関係）

**福祉まちづくり協議会運営助成金　年間事業報告書**

|  |  |
| --- | --- |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |
| 活動区分 | たすけあい会議運営　地域交流活動　地域防災・防犯活動　地域支えあい活動 |
| 活動名 |  | 参加人数 | 人 |
| 活動場所 |  | 開催日時 | 年　　　月　　　日 |
| 事業内容 |  |

※当活動の資料（チラシ、広報記事等）及び、活動の記録写真を３枚以上と、助成金にかかる領収書を添付してください。（写真の返却は致しません。）

第８号様式（第６条関係）

**福祉まちづくり協議会運営助成金　事業収支決算書**

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 決算額 | 左の積算内訳 |
| 社会福祉協議会助成 |  |  |
| 会費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | すべての経費 | 助成対象となる経費 | 左の積算内訳 |
| 報償費 |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |
| 使用料・賃借費 |  |  |  |
| その他事業費 |  |  |  |
| 次年度への繰越金 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

第９号様式（第７条関係）

日社協第　　　号

　　年　　月　　日

**助　成　金　返　還　請　求　書**

住所　　〒

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会　長　　　　　　　　　　　　印

日社協第　　号で交付した福祉まちづくり協議会運営助成金について、下記の理由のため、全額・一部の返還を請求します。

１　返還請求金額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　返還請求理由（第７条）

（１）助成対象事業の中止や完了ができなかったとき

（２）偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき

（３）助成金を対象事業以外に使用したとき

（４）事業実施報告書の提出がないとき

３　返還期限

　　年　　月　　日（　　）までに下記の口座まで振り込んでください。

　　　４　振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | あいち尾東農業協同組合 |
| 支　店　名 | 日進支店 |
| 預金種目 | 普通 |
| 口座番号 | ００２２２１２ |
| フ　リ　ガ　ナ口座名義 | 　　　　　 |